

議案第48号

三朝町課設置条例の一部改正について

次のとおり三朝町課設置条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成21年3月19日

三朝町長 吉田秀光

三朝町課設置条例の一部を改正する条例

三朝町課設置条例（昭和34年三朝町条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号及び号の細目の表示に下線が引かれた号及び号の細目（以下「移動号等」という。）に対応する同表の改正後の欄中号及び号の細目の表示に下線が引かれた号及び号の細目（以下「移動後号等」という。）が存在する場合には、当該移動号等を当該移動後号等とし、移動号等に対応する移動後号等が存在しない場合には、当該移動号等（以下「削除号等」という。）を削り、移動後号等に対応する移動号等が存在しない場合には、当該移動後号等（以下「追加号等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号及び号の細目の表示並びに削除号等を除く。）を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号及び号の細目の表示並びに追加号等を除く。）を加える。

改正後	改正前
第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、町長の権限に属する事務を分掌させるため、次の課を置く。	第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、町長の権限に属する事務を分掌させるため、次の課を置く。
<u>総務課</u>	<u>防災課</u> 総務課
<u>財務課</u>	財務課
<u>税務課</u>	税務課
<u>町民課</u>	<u>地域振興課</u> 町民課
<u>健康福祉課</u>	健康福祉課
<u>農林課</u>	<u>農林観光課</u>
<u>企画観光課</u>	
<u>建設水道課</u>	建設水道課

第 2 条 各課の分掌する事務は、次のとおりとする。

(1) 総務課

ア～エ 略

オ 防災及び危機管理に関すること。

カ 地域活動の支援に関すること。

キ 町有集会施設の管理及び運営に関すること。

ク 略

(2) 財務課

ア及びイ 略

ウ 国民宿舎事業との調整に関すること。

(3) 税務課

ア～ウ 略

(4) 町民課

ア～オ 略

カ 町営住宅の管理に関すること。

第 2 条 各課の分掌する事務は、次のとおりとする。

(1) 防災課

ア 防災及び危機管理に関すること。

イ 交通政策に関すること。

(2) 総務課

ア～エ 略

オ 町史の編纂に関すること。

カ 略

(3) 財務課

ア及びイ 略

(4) 税務課

ア～ウ 略

エ 地籍調査に関すること。

(5) 地域振興課

ア 町政の総合企画及び調整に関すること。

イ 地域の総合力を高め、自立を促進することに関すること。

ウ 国県等の事業調整(土木、河川及び森林事業を除く。)に関すること。

エ 広報及び広聴に関すること。

オ 地域活動の支援に関すること。

カ 情報基盤の管理及び運用並びに情報化の推進に関すること。

キ 三徳山の世界遺産登録推進に関すること。

ク 町有集会施設の管理及び運営に関すること。

(6) 町民課

ア～オ 略

(5) 略

(6) 農林課

ア 農林水産業の振興に関すること。

イ 地籍調査に関すること。

(7) 企画観光課

ア 町政の総合企画及び調整に関すること。

イ 国県等の事業調整(土木、河川及び森林事業を除く。)に関すること。

ウ 広報及び広聴に関すること。

エ 情報基盤の管理及び運用並びに情報化の推進に関すること。

オ 三徳山の世界遺産登録推進に関すること。

カ 観光及び商工業に関すること。

キ 国内交流及び国際交流の推進に関すること。

ク 交通政策に関すること。

ケ 町史の編纂に関すること。

(8) 建設水道課

ア 略

イ 住宅(町営住宅の管理を除く。)に関すること。

ウ～キ 略

(7) 略

(8) 農林観光課

ア 農林水産業の振興に関すること。

イ 観光及び商工業に関すること。

ウ 国内交流及び国際交流の推進に関すること。

(9) 建設水道課

ア 略

イ 住宅に関すること。

ウ～キ 略

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。